

症 例 短 報

岐阜県で経験したヒメハブ咬傷の1例

谷崎隆太郎, 山田 法顕, 土井 智章, 吉田 省造

白井 邦博, 豊田 泉, 小倉 真治

岐阜大学医学部附属病院高度救命救急センター

原稿受付日 2010年8月10日, 原稿受領日 2010年12月1日

はじめに

わが国における毒ヘビ咬傷は, 主にニホンマムシ, ハブ(いわゆるホンハブ), ヤマカガシによる。ハブによる咬傷は, その生息域から沖縄諸島・奄美群島以外での報告例はない。今回われわれは, 本来の生息域外である岐阜県においてヒメハブによる咬傷を経験し, まれと思われたため報告する。

I 症 例

患 者 : 20歳, 男性。

主 訴 : ヘビ咬傷。

既往歴 : アスペルガー症候群。

現病歴 : 下宿先にて, 沖縄より持ち帰り違法に飼育していたヒメハブに左手中指を咬まれ受傷。未処置のまま放置し, 同日自宅のある岐阜へ帰宅。両親

に左手の腫脹を指摘され, 当院救急外来を受診した。

来院時身体所見 : 意識清明, 血圧 123/92 mmHg, 脈拍 97 回/min, 呼吸回数 16/min, 酸素飽和度 98% (room air)。左手中指に2カ所の牙痕があり, その距離は約 13 mm であった。腫脹の範囲は指のみにとどまっていた。

血液検査所見 : 軽度の白血球上昇を認めたが, その他に特記すべき異常所見を認めなかった (Table 1)。

経 過 : 破傷風予防, セファランチン投与, 抗菌薬投与 (CTRX 2 g × 1/day) を行った。腫脹は入院翌日に増悪したが, 第3病日には軽快した。血液検査で異常所見がないことを確認した後, 第5病日に退院となった。なお, 下宿先で放置状態にあったヒメハブについては早急に必要な対処を行うよう指示した。

Table 1 Laboratory data on admission to our hospital

[Blood cell count]		[Coagulation test]		[Blood chemistry]	
WBC (/ μ L)	8,730	PT (%)	80	TP (g/dL)	8.6
RBC ($\times 10^4$ / μ L)	515	PT-INR	1.11	Alb (g/dL)	5.2
Hb (g/dL)	15.8	APTT (sec)	29.8	AST (IU/L)	15
Ht (%)	44.9	Hepaplastin (%)	65	ALT (IU/L)	10
Plt ($\times 10^4$ / μ L)	18.5	Fbg (mg/dL)	228	LDH (IU/L)	155
		FDP (ng/mL)	13.7	BUN (mg/dL)	15.1
		D-dimer (μ g/mL)	1.4	Cr (mg/dL)	0.85
				CK (IU/L)	117

Alb : albumin, APTT : activated partial thromboplastin time, BUN : blood urea nitrogen, Cr : creatinine, Fbg : fibrinogen, Plt : platelet, PT : prothrombin time, PT-INR : PT-international normalized ratio, TP : total protein

II 考 察

ヒメハブはクサリヘビ科ヤマハブ属に分類され、体長は30~80 cmで、沖縄諸島・奄美群島にのみ分布している。毒性は血液毒が主体であり、進行するとDICを発症することもある。LD₅₀で比較すると毒力はニホンマムシと同程度で、症状もそれに似る¹⁾²⁾。本症例の場合、当院にヒメハブ咬傷の治療経験のある医師はいなかったが、ニホンマムシ咬傷に準じた治療を行い、患者の状態は改善した。ヒメハブ咬傷の報告は年間数例程度で、ニホンマムシの年間約200~3,000件、ハブの年間約100件に比べて少数である。調べ得た限りでは、沖縄県以外での咬傷例の報告はない。ニホンマムシやハブによる咬傷の場合、腫脹が拡大する例や重症例に対しては抗毒素血清も使用されるが、ヒメハブの抗毒素血清は存在しない。つまり、ヒメハブ咬傷に対する治療の中心は対症療法であり、重症化したさいには治療に難渋することが予想される。幸いにも本症例は重症化せずに治癒した。

ヒメハブは、2006年6月1日施行の「(改正)動物の愛護及び管理に関する法律」により「特定(危険)動物」として指定され、日本国内での飼育等には都道府県知事の許可が必要である。なお、検疫法により沖縄諸島・奄美群島からの持ち出しは禁止されている。本症例では密かに自宅へ持ち帰り飼育していたところを、ヘビに咬まれたことで偶然にもその存在が明らかとなった。

近年、こうした違法飼育は増加傾向にあり、社会問題の1つとなっている。2008年11月、東京都の原宿において、男性が毒ヘビ33種51匹を自宅で違法に飼育したとして、動物愛護法違反(特定動物の無許可保管)などの罪に問われ、懲役6カ月、執行

猶予3年(求刑懲役6カ月)の判決をいい渡された。この場合も、男性自身が違法飼育していたコブラ科の毒ヘビであるトウブグリーンマンバに指を咬まれ、自分で救急要請したことで違法飼育が発覚した。2009年6月には群馬県で、特定外来生物であるカミツキガメや特定動物のワニガメの違法飼育が報告された。この飼い主はほかにヘビやカエルも飼育しており、自宅近くの公園でヘビを放して運動させているところを市民に通報され、発覚に至った。2010年5月には三重県でビルマニシキヘビ、ボアコンストラクターの違法飼育が発覚している。以上のように、違法飼育の発覚は飼い主本人、または第三者からの通報が決め手となり、最近では、本症例のように飼い主自身が受傷して医療機関を受診する例が増加している。時に第三者被害も認めることもあり、社会問題としても注目すべき点が多い。本症例では、幸い第三者への咬傷被害は認めなかった。

結 語

今回われわれは、岐阜県という本来のヒメハブ生息域外でのヒメハブ咬傷を経験した。今後、嗜好の多様化により違法飼育はさらに増加していくことが予想され、各医療機関に毒ヘビをはじめとしたさまざまな動物咬傷患者が受診する可能性がある。救命救急センターにおいても、より幅広い情報の収集と対応が必要となっていくと思われる。

本稿の要旨は、第30回日本中毒学会西日本部会(2010年、岐阜)において発表した。

【文 献】

- 1) 爬虫類・両生類800種図鑑, 第3版, ピーシーズ, 1996, p 328.
- 2) 両生類・はちゅう類, 小学館の図鑑NEOシリーズ, 小学館, 東京, 2004, p 135.